

群馬大学大学院理工学府附属元素科学国際教育研究センター運営委員会内規

平成 29 年 9 月 13 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院理工学府附属元素科学国際教育研究センター（以下「センター」という。）規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府附属元素科学国際教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項に関すること。
- (2) センターの教育と研究の具体的方策に関すること。
- (3) センターの将来構想に関すること。

(組 織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 理工学府長
- (4) 評議員
- (5) センターの担当を命ぜられた教員 若干人
- (6) その他センター長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 5 号及び第 6 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が 1 年に満たない場合は、当該残任期間に 1 年を加えた期間とする。

(委 員 長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 8 条 運営委員会の事務は、理工学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

- 1 この内規は，平成 29 年 9 月 13 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定に関わらず，最初の委員の任期は平成 31 年 3 月 31 日までとする。